

第5次堺市地域福祉計画 第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画 「堺あったかぬくもりプラン5」 骨子（案）



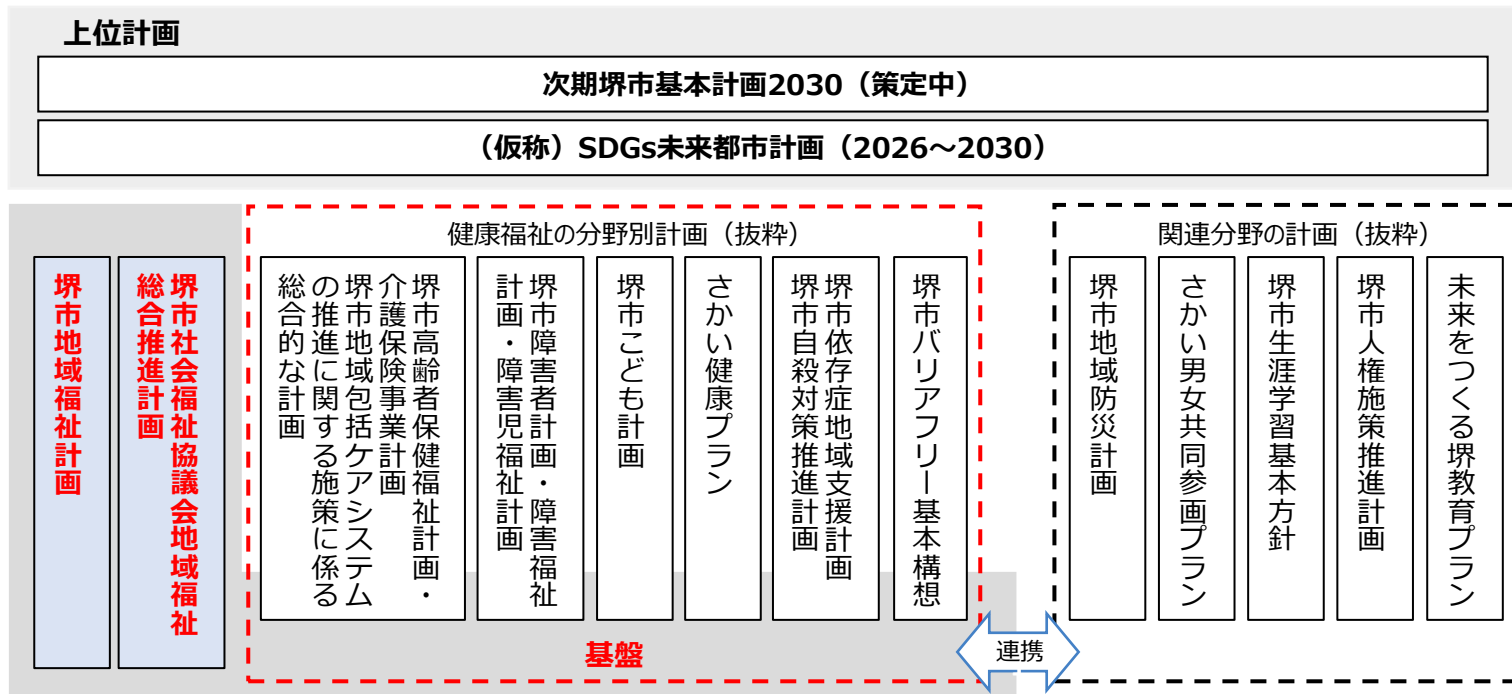
社会福祉法人

堺市社会福祉協議会

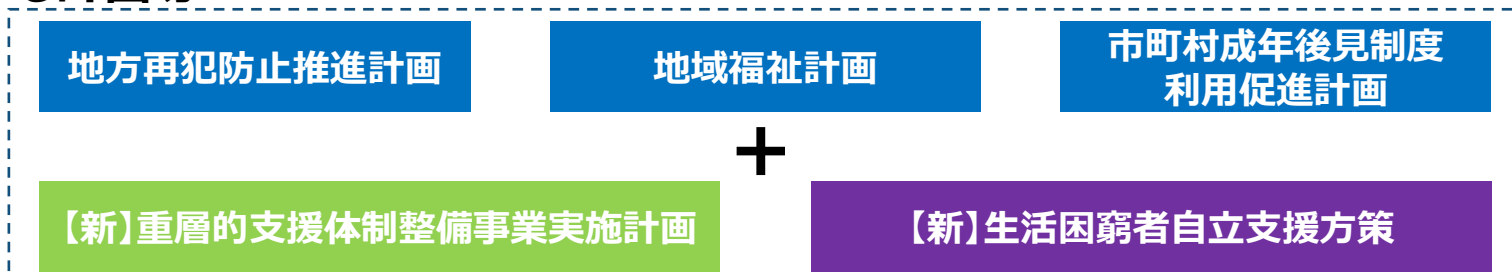
第1章 計画策定に当たって

1 第5次地域福祉計画の位置づけ

- ▶ 「堺市地域福祉計画」と「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」を一体的に策定します。
（「取組の理念」、「取組の視点」及び「基本目標」は、両計画で共通）
- ▶ 健康福祉に関する分野別計画の基盤となる計画であり、関連分野の計画と連携調和を図りながら推進します。



2 包含する計画等



第1章 計画策定に当たって

3 計画の期間

令和8年度～令和13年度（6年間）

4 策定方法

- ▶ 令和6年度実施のアンケート調査により、現状把握及び意見集約を実施しました。
- ▶ 「堺市地域福祉計画推進懇話会」を中心に意見交換を行い、検討を進めています。
「堺市地域福祉推進庁内委員会」、「堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画推進協議会」においても検討し、最終的に「堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において審議します。
- ▶ 計画案に対するパブリックコメントを実施します。

堺市地域福祉推進
庁内委員会（市）

堺市地域福祉計画
推進懇話会（市・社協）

堺市社会福祉協議会
地域福祉総合推進計画
推進協議会（社協）

堺市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（市）

**第5次堺市地域福祉計画・
第7次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画の策定**

第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

1 社会情勢の変化・法律や制度等の動向

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行期に、地域活動や交流機会が大幅に減少し、孤独・孤立が深刻化。
- ▶ 様々な分野でデジタル化が進み、新たな情報発信や支援の可能性が広がる一方で、不慣れな層への対応が課題。
- ▶ 令和6年能登半島地震等では、災害時における福祉のあり方が大きな課題。

地域福祉関係（法律・制度等）

改正社会福祉法の施行	令和3年	「重層的支援体制整備事業」の創設
こども基本法の施行	令和5年	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進
孤独・孤立対策推進法の施行	令和6年	孤独・孤立の予防・支援を目的として総合的な対策を推進
女性支援新法の施行	令和6年	困難な問題を抱える女性のニーズに応じて、包括的な支援を提供
地域共生社会の在り方検討会	令和6年～現在	地域共生社会の実現のため、社会福祉法の改正に向けた議論
生活困窮者自立支援法の改正	令和7年	新型コロナを機に顕在化した課題への対応や居住支援の強化

成年後見制度・再犯防止・災害対策（法律・制度等）

第二期成年後見制度利用促進基本計画	令和4年	権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実等
第二次再犯防止推進計画	令和5年	再犯防止に向け、国・地方公共団体・民間協力者等の連携強化等
災害対策基本法・災害救助法の改正	令和7年	被災者に対する福祉的支援等の制度化、多様な団体との連携等
法制審議会民法（成年後見等関係）部会	令和6年～現在	成年後見制度のニーズの多様化に対応するため、民法改正に向けた議論

第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

1 社会情勢の変化・法律や制度等の動向（堺市）

堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（認知症施策推進計画を包含）

- ▶ 計画期間 令和6～8年度
- ▶ 「安心 すこやか 支え合い 暮らし続けられる堺」を基本理念に、健康増進・自立支援、社会参加、都市基盤整備、認知症施策、在宅ケア、介護サービス等の高齢者福祉に関する施策を推進する。

堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画（よりそい安心ほっとプラン）

- ▶ 計画期間 令和元～8年度（令和6年度改定）
- ▶ 「人生の最期まで安心して心豊かに住み続けられるまち 堺」をめざして、地域包括ケアシステムを医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の5つの要素から効果的に施策を推進する。

第5次堺市障害者計画、第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画

- ▶ 計画期間 第5次堺市障害者計画 令和6～11年度
第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画 令和6～8年度
- ▶ 「障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現」を基本理念に、地域生活の支援、就労支援、地域活動への参加促進、ライフステージを通じたとぎれのない支援等の障害者福祉に関する施策を推進する。

堺市こども計画

- ▶ 計画期間 令和7～11年度
- ▶ 「全てのこども・若者が、将来に希望を持ち安心して自分らしく成長できる堺の実現」を基本理念に、妊娠・出産期から青年期に至る切れめのないきめ細かな本市のこども・子育て施策を総合的に推進する。

2 前計画に基づく主な取組

包括的な相談支援体制の構築

- ▶ 令和6年度に**重層的支援体制整備事業**を開始し、支援関係機関等が相互に連携することで、本人に寄り添い、伴走支援する仕組みを構築。
- ▶ 全ての人々が安心して暮らせる住環境をめざし、民間賃貸住宅の情報提供等の支援や円滑な入居の促進等を協議する場として、令和6年度に「**堺市居住支援協議会**」を発足。

更生支援の推進

- ▶ 堺市における再犯防止及び更生支援を推進することを目的として、大阪保護観察所や大阪刑務所、保護司会等の司法関係機関・団体の7者で、令和6年11月に「**堺市における再犯防止及び更生支援の推進に関する連携協定**」を締結。

多様な居場所形成や地域福祉活動への支援

- ▶ 「**日常生活圏域コーディネーター**」を全ての日常生活圏域に配置し、個別支援から地域支援まで一体的に実施することで、個別課題の解決と参加支援を通じて地域課題を解決する好循環が定着。

権利擁護の推進

- ▶ 堺市権利擁護サポートセンターを「**中核機関**」と位置づけ、「**地域連携ネットワーク協議会**」を立ち上げることで、権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期からの相談・対応及び意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築。
- ▶ 権利擁護に関する具体的な事例等から課題を整理し、「支援を自ら求めない 受け入れられない」状態に向き合う「支援」のガイドラインを策定。

災害への備えや支援の仕組み構築

- ▶ 避難行動要支援者本人の心身の状態や地域の実情を踏まえ抽出した**優先作成対象者400人の個別避難計画の作成が完了**（令和7年6月末時点）。
- ▶ **福祉避難所の効果的な運営及び連携体制の強化**に向け、運営マニュアルの作成や連絡会を開催。

第2章 堺市の地域福祉をとりまく状況

3 各種統計データから見る現状

【人口等】

- ・**総人口**（住民基本台帳 各年3月末時点）
令和2年 833,559人 → 令和7年 810,356人（-2.8%）
- ・**外国人人口**（住民基本台帳 各年3月末時点）
令和2年 15,601人 → 令和7年 19,906人（+27.6%）
- ・**出生数**（住民基本台帳 各年末）
令和2年 5,925人 → 令和6年 5,032人（-15.0%）

【高齢者】

- ・**高齢者ひとり暮らし世帯数**（住民基本台帳 各年9月末時点）
令和2年 72,413世帯 → 令和6年 77,061世帯（+6.4%）
- ・**要介護（要支援）認定者数**
（厚生労働省介護保険事業状況報告 各年9月月報）
令和2年 56,509人 → 令和6年 60,762人（+7.5%）

【障害者】（障害施策推進課資料 各年度末）

- ・**身体障害者手帳所持者数**
令和2年度 36,377人 → 令和6年度 34,264人（-5.8%）
- ・**療育手帳所持者数**
令和2年度 8,582人 → 令和6年度 9,822人（+14.4%）
- ・**精神障害者保健福祉手帳所持者数**
令和2年度 10,326人 → 令和6年度 12,988（+25.8%）

【こども・子育て】（堺市統計書 各年4月1日時点）

- ・**保育所等を利用する児童数**
令和2年度 18,650人 → 令和7年度 19,161人（+2.7%）
- ・**待機児童数**：令和2年 11人 → 令和3年以降 0人
- ・**児童扶養手当受給者数**（福祉行政報告例 各年3月末時点）
令和2年度 7,169人 → 令和6年度 6,418人（-10.5%）

【生活保護】（被保護者調査 各年3月時点）

- ・**被保護世帯数**
令和3年 19,336世帯 → 令和7年 19,398世帯（+0.3%）
- ・**被保護人員数**
令和3年 24,919人 → 令和7年 24,063人（-3.4%）

【孤独・孤立】（内閣府「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」）

- ・**孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」の回答の合計（全国）**
令和3年 36.4% → 令和6年 39.3%（+2.9ポイント）

【再犯防止】（大阪保護観察所に確認）

- ・**堺市で活動する保護司数**：
令和3年 277人 → 令和7年 265人（-4.3%）

【成年後見制度】

- ・**成年後見制度利用者数**
（大阪家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」 各年12月末時点）
令和2年度 1,781人 → 令和6年度 2,209人（+24.0%）
- ・**市民後見人バンク登録者数**（長寿支援課資料 各年度末時点）
令和2年度 59人 → 令和6年度 82人（+39%）

4 生活と地域の福祉に関するアンケート調査結果から見た検討すべき事項

(1) 相談・支援関係

年齢層や困りごとの内容に応じた、福祉サービスへのアクセスに係る的確な情報提供
地域での気づきや見守りを活かし、アウトリーチによる支援につなぐ取組
多様な主体の連携・協働による包括的な相談支援体制の充実

(2) 地域づくり関係

参加するきっかけ・参加しやすい活動の提供・情報発信から地域での支えあいの形成

(3) 権利擁護関係

成年後見制度についての正確な情報発信
利用する際の手続や金銭面での負担軽減

(4) 再犯防止関係

情報発信による再犯防止の取組への理解の促進、再犯防止の機運醸成
再犯防止に係る専門機関との連携強化

(5) 生活困窮者自立支援制度関係

適切に支援を受けられるようにするための情報発信
居住支援協議会等との連携によるスムーズな住宅確保支援

(6) 災害対策関係

災害に関する情報発信・啓発、ニーズに応じた支援ができる体制構築や避難所の整備
平時からの住民・団体機関・行政の連携

5 堺市地域福祉計画推進懇話会等における主な意見

- ▶ 第5次計画の方向性についてはおおむね賛成するが、地域社会を支える多様な主体との連携・協働という視点が重要であり、その点を示す必要がある。
- ▶ アンケート結果を見ると、多くの団体・機関が「相談や支援を行う人材の確保が難しい」や「相談や支援を必要としている人の発見が難しいことがある」を選択していることから、困りごとに対応できる体制整備が困難になっている可能性がある。
「多様かつ新たな地域生活課題に対応する」という姿勢は重要だが、その担い手を支えるという点や課題を発掘するという点についても議論が必要である。
- ▶ 次期計画終了時に、堺市の地域福祉をとりまく環境がどの程度変化したのか把握できるような記載が望ましい。
- ▶ 各分野の協議会や事業の位置づけ・関係性を整理することで、様々なフェーズに応じた支援を継続できるのではないか。
- ▶ 「制度の狭間」への対応が必要であるとする。

懇話会等の外部有識者の意見やアンケート調査結果から見た検討事項、社会情勢等を踏まえ、第5次堺市地域福祉計画の方向性は以下のとおりとします。

【第5次堺市地域福祉計画の方向性】

第4次計画における取組の理念等の継続を基本としつつ、様々な主体と連携・協働し、多様かつ新たな地域生活課題に対応することで、誰もが尊厳と役割をもって暮らすことができる堺をめざし、更なる地域福祉の増進を図ることを目的とする。

1 取組の理念（現計画の理念を継続）

**“ともに暮らすまち”、“支えあい続けるしくみ”を
わたしたちの“参加と協働”でつくる**

2 取組の視点

- ・人権を尊重し、共生を進める
- ・誰もが尊厳をもち、社会の一員として生活できるよう、包括的に支援する
- ・多様な人や組織が参加、協働する
- ・的確に支援や情報を届ける

3 取組の基本目標・重点施策

基本目標1 誰一人取り残さない支援体制が構築できている

重点施策1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備

重点施策2 再犯防止・更生支援の推進

基本目標2 多様な人や組織の参加と協働により“ともに暮らすまち”が実現できている

重点施策3 多様な主体の協働による誰もがつながる地域の形成

基本目標3 全ての人の権利が守られ、尊厳のある本人らしい生活が継続できている

重点施策4 権利擁護支援の充実・強化

基本目標4 災害時にも安心で、支え合う仕組みができている

重点施策5 災害への備えや支援体制の構築

取組の理念

“ともに暮らすまち”

“支えあい続ける
しくみ”を

わたしたちの

“参加と協働”

でつくる

基本目標1

誰一人取り残さない支援体制が構築できている

重点施策1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備

- (1) 全世代型・全対象型の包括的支援体制の構築
- (2) 生活困窮者に対するセーフティネットの充実

重点施策2 再犯防止・更生支援の推進

- (1) 矯正施設出所前後におけるシームレスな更生支援の推進
- (2) 立ち直りを進めるための再犯防止・更生支援の理解の促進、民間更生活動の推進

基本目標2

多様な人や組織の参加と協働により“ともに暮らすまち”が実現できている

重点施策3

多様な主体の協働による誰もがつながる地域の形成

- (1) 全世代型の地域のつながり形成
- (2) 多様なステークホルダーの参加と協働による地域活動の促進

基本目標3

全ての人の権利が守られ、尊厳のある本人らしい生活が継続できている

重点施策4 権利擁護支援の充実・強化

- (1) 包括的な権利擁護支援体制の構築、地域連携ネットワークの機能強化
- (2) 総合的な権利擁護支援の推進

基本目標4

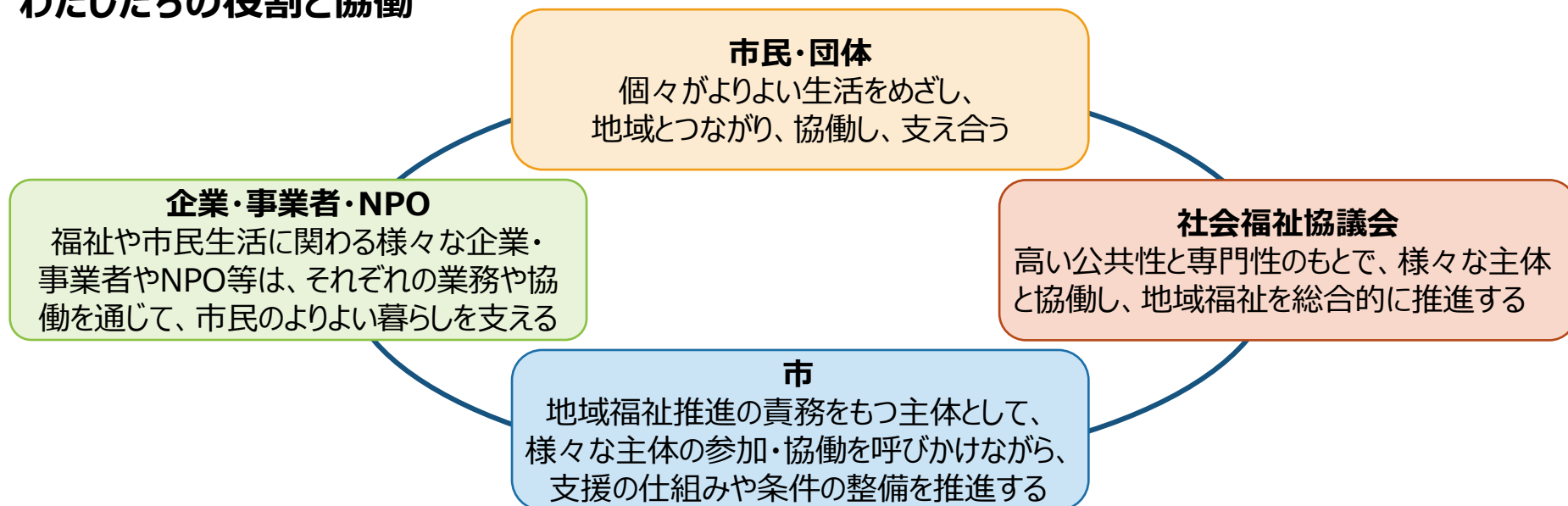
災害時にも安心で、支え合う仕組みができている

重点施策5 災害への備えや支援体制の構築

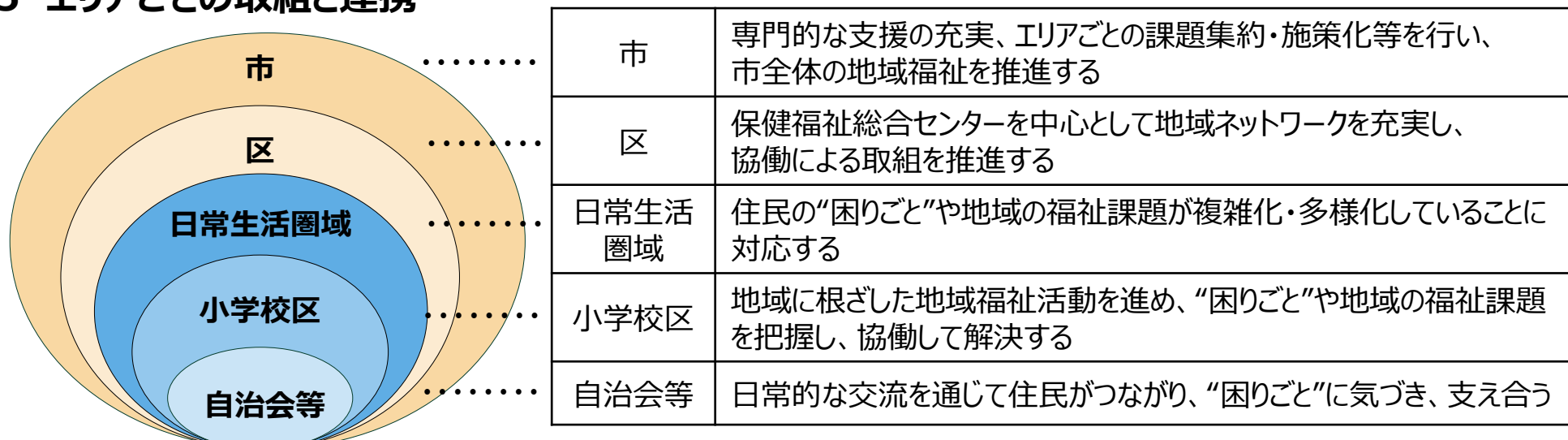
- (1) 避難行動要支援者への避難支援等の一層の推進
- (2) 支援が必要な人に配慮した避難所等の整備の推進
- (3) 被災者支援の充実（平常時と災害時の取組の連動）

第3章 計画の推進方針と目標

4 わたしたちの役割と協働



5 エリアごとの取組と連携



重点施策1 誰一人取り残さない包括的な支援体制の整備

(1) 全世代型・全対象型の包括的支援体制の構築（重層的支援体制整備事業実施計画）

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ①包括的な支援体制の整備 | ②複雑化・複合化した生活課題に対応する相談支援の充実 |
| ③全ての世代・課題への対応 | ④効果的な情報提供 |

(2) 生活困窮者に対するセーフティネットの充実（生活困窮者自立支援方策）

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| ①生活困窮者の自立支援の推進（生活困窮者自立支援方策） | ③最後のセーフティネットである生活保護の適正な運用 |
| ②居住支援の強化 | |

重点施策2 再犯防止・更生支援の推進（地方再犯防止推進計画）

(1) 矯正施設出所前後におけるシームレスな更生支援の推進

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ①司法関係機関と福祉専門職等とのネットワークの一層の強化 | |
| ②重層的支援体制整備事業の活用等による支援の強化 | ③就労支援、居住支援の強化 |

(2) 立ち直りを進めるための再犯防止・更生支援の理解の促進、民間更生活動の推進

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ①更生支援の必要性の周知と啓発 | ②民間更生保護活動への支援 |
| ③薬物乱用の防止や薬物依存の問題を抱える方への支援 | ④犯罪や非行を起こしにくい環境整備 |

重点施策3 多様な主体の協働による誰もがつながる地域の形成

(1) 全世代型の地域のつながり形成

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| ①参加しやすい地域活動・居場所づくりの推進と積極的な情報発信 | |
| ②日常生活圏域コーディネーターによる支援の充実 | ③社会とのつながりを作る参加支援の推進 |
| ④多様な場面での地域福祉の学習や体験の充実 | |

(2) 多様なステークホルダーの参加と協働による地域活動の促進

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------|
| ①様々な機関・団体・事業者・市民等がつながるプラットフォームの構築 | |
| ②多様な主体による取組との連携の推進 | ③有償やコミュニティビジネスの視点を含めた活動の推進 |

重点施策4 権利擁護支援の充実・強化（市町村成年後見制度利用促進基本計画）

（1）包括的な権利擁護支援体制の構築、地域連携ネットワークの機能強化

- ①地域連携ネットワークの機能強化（多機関による支援体制の充実）
- ②中核機関である権利擁護サポートセンターの機能の強化
- ③成年後見制度の関連法改正に対応した支援体制の構築

（2）総合的な権利擁護支援の推進

- ①権利擁護支援策の理解促進、対応力の向上
- ②虐待等の権利侵害からの回復支援、地域社会への参加支援
- ③多様な地域課題へ対応した権利擁護支援策の充実
- ④権利擁護の担い手の確保・育成、活躍支援等の推進

重点施策5 災害への備えや支援体制の構築

（1）避難行動要支援者への避難支援等の一層の推進

- ①避難行動要支援者への支援に係る理解と訓練等の推進
- ②避難行動要支援者の把握の推進
- ③避難行動要支援者の安否確認や避難支援に係る取組の推進

（2）支援が必要な人に配慮した避難所等の整備の推進

- ①支援が必要な人に配慮した避難所運営の推進
- ②円滑な避難所運営に向けた連携体制の構築

（3）被災者支援の充実（平常時と災害時の取組の連動）

- ①被災者支援に対する福祉的支援等の充実
- ②協力団体との連携による災害ボランティアセンター等の円滑な運営

あなたとつながり・ともに創る・「自分らしい」が叶う場所
～ “支える福祉”から“ひらく福祉”へ～

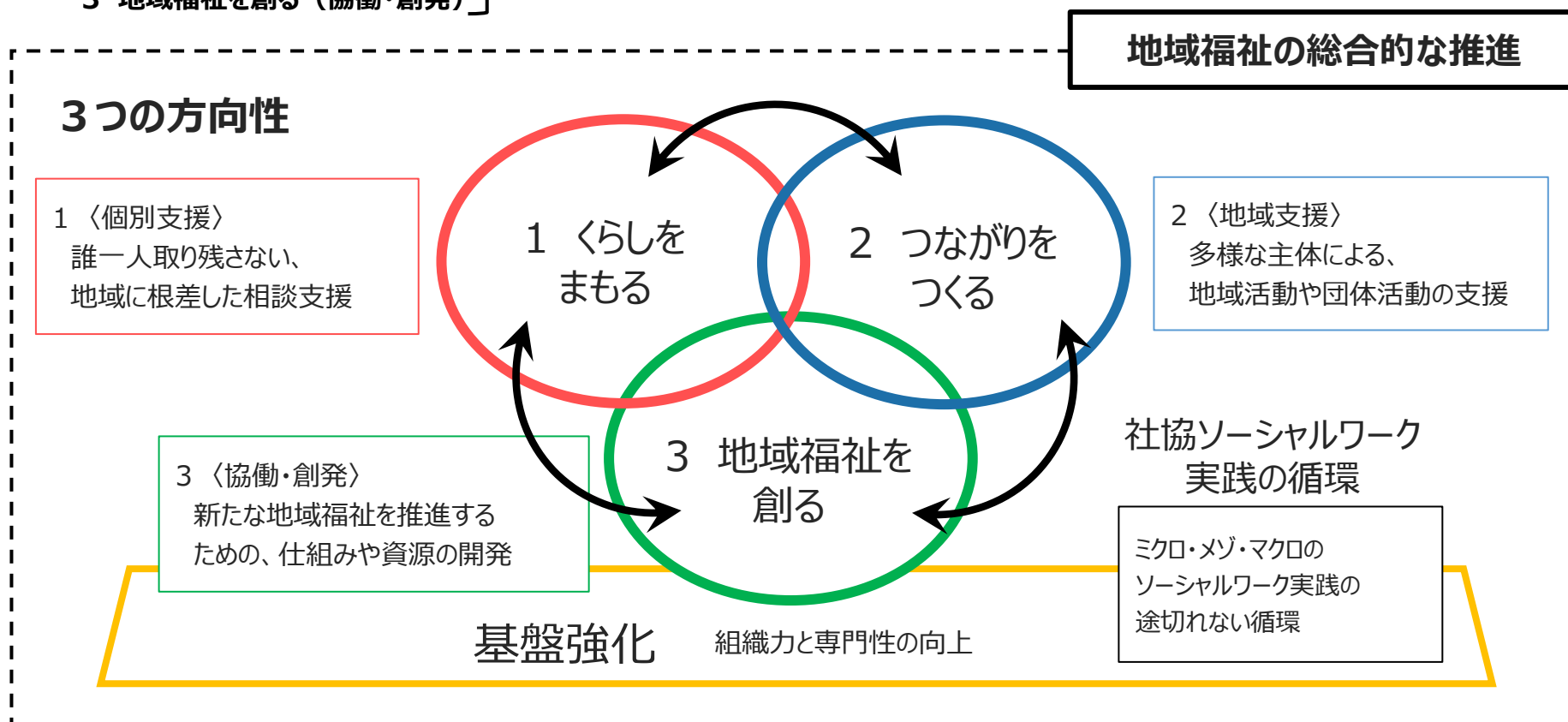
社協が取り組む方向性

社協は、地域福祉の推進機関として、3つの取り組む方向性を掲げ、「地域福祉の総合的な推進」をめざします。

- 1 くらしをまもる（個別支援）
- 2 つながりをつくる（地域支援）
- 3 地域福祉を創る（協働・創発）

これら3つの方向性は、**社協ソーシャルワーク実践を循環させることで、推進力を高めます。**

そのために、**組織力を高め、人材の育成を進めることで社協の基盤強化**に取り組みます。





取り組む方向性1 くらしをまもる

- (1) 全職員が全ての生活相談をまずは受け止め、社協一体となって相談対応を行う
- (2) 社協の個別支援機能を駆使し、区を基盤とした社協の相談支援体制を構築する
- (3) 重層的支援体制整備事業及び多機関協働事業において、行政・社協・民間支援団体の支援機関をつなぐファシリテート役を担う
- (4) 制度による福祉に留まらず、住民とともに地域生活課題として検討する
 - ・職員によるアウトリーチ及び住民と協働した見守り体制の構築
 - ・福祉制度に馴染まない対象者の参加支援
 - ・住民と協働した地域生活課題に対応する活動の創出
 - ・社会福祉法人による社会貢献活動の創出

【6次計画から7次計画にかけて引き継ぐ取組】

- ▶ 特例貸付フォローアップ事業でつながる生活困窮者に対する相談対応
- ▶ 家計管理や金銭管理に支援が必要な対象者への相談対応と支援機関の後方支援
- ▶ 中核機関である権利擁護サポートセンター及び地域連携ネットワークの機能強化
- ▶ 地域ケア会議の枠組みを用いた高齢者の孤独・孤立予防のネットワークの構築

取り組む方向性2 つながりをつくる

- (1) **幅広い市民が、多様な興味や関心で『ゆるやか』につながる居場所づくりに取り組む**
「支援する」・「支援される」、「活動者」・「参加者」というような関係性を超えた、誰もが役割をもち、自分らしく活躍でき、『ゆるやか』につながる居場所づくり
- (2) **こども・若者が主体的に参画できる活動や居場所づくりに取り組む**
こどもや若者が行きたいと思える居場所づくりを支援し、こどもや若者の意見表明や意思決定が尊重される地域づくり
- (3) **福祉分野を超えて、多様な主体が協働できる仕組みを構築する**
福祉分野だけでなく、商工・農林水産、文化・芸術、まちづくり、スポーツ等、多様な分野と協働できる関係の構築
- (4) **災害時に住民主体の復興を支援する災害ボランティアセンター等の協働運営体制の整備を進める**
平時から地続き（フェーズフリー）である、住民主体の地域活動の支援や災害ボランティアセンター等の協働運営体制の整備

【6次計画から7次計画にかけて引き継ぐ取組】

- ▶ 住民が主体となったボランティア・市民活動の支援
- ▶ 企業や社会福祉法人、NPO法人等による多様な社会貢献活動の創出
- ▶ 住民と協働した地域生活課題に対応する活動の創出
- ▶ こども食堂等、包摂的で多様な居場所づくりの支援

取り組む方向性3 地域福祉を創る

- (1) **社協ソーシャルワーク実践を循環させ、地域福祉の開発機能を担う**
個別支援・地域支援の中から顕在化した新たな社会資源や活動の開発
- (2) **堺市における総合的な権利擁護支援策を検討する**
関係法令改正への対応を見据え、中核機関の機能強化と日常生活自立支援事業の見直しを通じて、地域における総合的な権利擁護支援の仕組みを検討
- (3) **時代に即した新しい地域福祉実践に取り組むために、財源を含めた多様な資源を調達・確保する**
取組を進めるために、共感や支援の輪を広げるプロセスを通じて、多様な主体から積極的に財源や資源を確保

【6次計画から7次計画にかけて引き継ぐ取組】

- ▶ 地域福祉型研修センター機能による、地域福祉志向の人材育成

社協の基盤強化 組織力/専門性

社協の基盤を強化するために、組織力と専門性の向上を推進する

ソーシャルワークの専門性向上のために、人材育成計画を基にした人材育成